

平成 24 年 4 月の法改正に伴う文言変更に係る定款変更の新旧対照表の作成例

・法改正により、作成すべき計算書類が「収支計算書」が「活動計算書」に改正されたこと、届出のみで有効となる定款変更の内容が変更されたことなどから、定款の変更が必要となっています(変更の期限は特に定められていません)。

・定款変更を検討する際の参考資料として、新旧対照表の作成例を作成しましたので、適宜、ご利用ください。なお、全ての条項について、この作成例の通りに規定する必要はありません。

・提出の際は、議事録の写し、新定款を添付してください。新定款については、届出書と認証申請書を同時に提出する場合は、届出事項のみを変更した定款を届出書に添付し、変更予定箇所全てを変更した定款を認証申請書に添付してください。

・届出事項を認証申請書に記載して申請することもできますが、その場合は、届出事項の変更についても、有効となるのは認証日となりますので、ご注意ください。

□ その他の事業の変更について 認証事項

変更前	変更後
(事業) 第〇条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 省略 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、<u>収益</u>を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。	(事業) 第〇条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 省略 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、<u>利益</u>を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

□ 総会の権能の変更について 認証事項

変更前	変更後
(権能) 第〇条 (略) (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更 (5) 事業報告及び収支決算 (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬 (7) 入会金及び会費の額 (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第〇条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (9) 事務局の組織及び運営 (10) その他運営に関する重要事項	(権能) 第〇条 (略) (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び予算並びにその変更 (5) 事業報告及び決算 (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬 (7) 入会金及び会費の額 (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第〇条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (9) 事務局の組織及び運営 (10) その他運営に関する重要事項

□ 資産の構成の変更について 届出事項

変更前	変更後
(資産の構成) 第〇条 (略) (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 入会金及び会費 (3) 寄付金品 (4) 財産から生じる <u>収入</u> (5) 事業に伴う <u>収入</u> (6) その他の <u>収入</u>	(資産の構成) 第〇条 (略) (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 入会金及び会費 (3) 寄付金品 (4) 財産から生じる <u>収益</u> (5) 事業に伴う <u>収益</u> (6) その他の <u>収益</u>

□ 資産の区分の削除について 届出事項

変更前	変更後
(資産の区分) 第〇条 <u>この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。</u>	(資産の区分) 第〇条 <u>削除</u>

※特定非営利活動法人に関する資産のみ規定している場合、また、その他の事業に関する資産について規定していても、これまでどおり、貸借対照表、財産目録を区分して作成する場合は、変更不要。

□ 事業計画及び予算の変更について 届出事項

変更前	変更後
(事業計画及び <u>収支</u> 予算) 第〇条 この法人の事業計画及びこれに伴う <u>収支予算</u> は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。	(事業計画及び予算) 第〇条 この法人の事業計画及びこれに伴う <u>予算</u> は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

□ 暫定予算の変更について 届出事項

変更前	変更後
(暫定予算) 第〇条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ <u>収入支出</u> することができる。 2 前項の <u>収入支出</u> は、新たに成立した予算の <u>収入支出</u> とみなす。	(暫定予算) 第〇条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ <u>収益費用</u> を講じることができる。 2 前項の <u>収益費用</u> は、新たに成立した予算の <u>収益費用</u> とみなす。

□ 予備費の設定及び使用の変更について 届出事項

変更前	変更後
(予備費の設定及び使用) 第〇条 予算超過又は予算外の<u>支出</u>に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。 2 予備費を使用するときは総会の議決を経なければならない。	(予備費の設定及び使用) 第〇条 予算超過又は予算外の<u>費用</u>に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。 2 予備費を使用するときは総会の議決を経なければならない。

□ 事業報告及び決算の変更について 届出事項

変更前	変更後
(事業報告及び収支決算) 第〇条 この法人の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。	(事業報告及び決算) 第〇条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

□ 定款変更の認証事項の変更について 認証事項

変更前	変更後
(定款の変更) 第〇条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の〇分の〇以上の多数による議決を経、かつ、<u>軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて</u>所轄庁の認証を得なければならない。 (1) <u>主たる事務所及び従たる事務所の所在地</u> (2) <u>資産に関する事項</u> (3) <u>公告の方法</u>	(定款の変更) 第〇条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の〇分の〇以上の多数による議決を経、かつ、<u>法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、</u>所轄庁の認証を得なければならない。